

令和8年度貝塚市営プール管理運営委託業務仕様書

貝塚市営の屋外プール（以下「市営プール」という。）の管理及び運営業務の内容は、この仕様書による。

1. 管理運営に関する基本的な考え方

市営プールを管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 設置目的を十分に理解し、業務を行うこと。
- (2) 利用者の安全を最優先に確保すること。
- (3) 平等な利用を確保し、公平な運営に努めること。
- (4) 個人情報の保護を徹底し、施設に関する情報は積極的に開示すること。
- (5) 行政及び関係団体（業者）との連絡調整を十分に図ること。
- (6) 施設及び設備の適切な維持管理に努めること。

2. 施設概要

施設名	所在地	敷地面積	建物構造物	建物・内容	プール種類
市営プール	畠中一丁目22番1号	5,130 m ²	鉄骨造	事務所・更衣室 便所・機械室	50m・幼児

(1) 学校水泳・一般開放の開設期間及び利用時間

- ① 学校水泳 期間：6月22日（月）～7月17日（金）のうち20日間
時間：9時～16時
備考：土日祝日及び7月17日午後を除く
- ② 一般開放 期間：7月17日（金）～8月24日（月）の39日間
時間：平日 10時～17時
土日祝 9時～17時
備考：7月17日午前を除く

(2) 業務期間及び時間

業務時間は、準備・片付けを含め、別紙「令和8年度貝塚市営プール・勤務日程表」のとおりとする。ただし、施設の利用状況、天候等により業務時間を延長・短縮することがある。

3. 業務内容

当仕様書に記載する内容のほか別紙「貝塚市営プール管理運営委託業務詳細説明書」に記載する内容のとおりとする。

4. 管理運営

(1) 人員（管理人・警備員・従事員）の配置

業務内容を十分に把握し、業務が支障なく遂行できる心身とも健康な者を管理人（日本赤十字社水上安全法「救助員」の資格を有する者又は消防署（組合）が行う「上級救命講習」等を受講した者）及び警備員・従事員として、次の基準により配置すること。

また、当該人員は、利用者と区別ができるよう統一したユニフォームを着用すること。

【配置基準】

- ・管理人 1 人
- ・警備員 5 人（50mプールエリア 4 人・幼児プールエリア 1 人）
- ・従事員 5 人（受付 2 人・更衣室 2 人・場内整理 1 人）

(2) 管理人

水質管理や衛生管理を行うとともに、警備員及び従事員を総括し、監視業務、受付業務が滞りのないように指導監督する者であること。（別途①～⑩のとおり）

- ① 警備業法（1号業務）に基づく現任又は新任教育の受講済者であること。
- ② AED（自動体外式除細動器）の使用技術を有すること。
- ③ 事故発生時において、警備員と連携し救命活動を中心に行うこと。
- ④ 来場者の駐車・駐輪場所の案内、整理に努めること。
- ⑤ 施設内・施設周辺の一般廃棄物等近隣住民や道路通行車の迷惑にならないように配慮し、徹底した管理に努めること。
- ⑥ 現場責任者として業務を遂行すること。
- ⑦ 始業前及び適時に気象情報を確認し、警報等を把握しておくこと。
- ⑧ ろ過機運転講習会に出席すること。（管理人交代要員を含む）
- ⑨ 管理責任者及び衛生責任者として、保健所に届出をするので留意すること。
- ⑩ 警備員の人数について、交代要員を配置する等適切な人員配置を行うこと。

(3) 警備員

利用者の安全確保のため、溺れている者がいないか、飛込み等の危険行為がないか常に監視し、安全性を確保する者であること（別途①～④のとおり）。

- ① 消防本部が実施する普通救命講習を修了した者又はこれと同等と認められる講習等の修了者であること。
- ② 警備業法に基づく新任教育の受講済者であること。
- ③ 常に監視台及びプールサイドで利用者の監視を行い、危険な行為又は不審な行為を発見したときは直ちに適切に対処すること。特に潜水する者や年少者の動向には細心の注意を払い、事故のないよう監視を行うこと。
- ④ 管理人の指示のもと、迅速かつ的確に業務を遂行すること。

(4) 従事員

管理人の指示のもと、利用者の入退場受付、脱衣室、場内整理等の管理業務遂行に尽力すること。

(5) 提出書類

- ① 管理人名簿 → 提出期限：令和8年6月4日（木）
- ② 警備員名簿（警備業法の所定教育受講済者） → 提出期限：令和8年7月2日（木）
管理人及び警備員名簿の書式は任意（氏名・住所・生年月日を正確に記入）とする

(6) 法令等の遵守

管理運営にあたっては、次に掲げる条例等の他、関係法令、条例等の規定について遵守すること。

- ① 大阪府遊泳場条例及び同施行規則
- ② 貝塚市営プール条例及び同施行規則

(7) 損害賠償の責任

- ① 業務の履行に関し、瑕疵により生ずる損害賠償に対応できる賠償能力を確保するために、最低補償額として対人賠償1人1億5千万円の保険に加入し、その内容を証する書類を提出すること。
- ② 業務履行中において、従事者の故意又は過失により入場者及び施設に損害を与えた場合、受託者が一切の賠償の責を負うものとする。この場合、発注者が損害を賠償したときは、受託者に対し請求権を有するものとする。

(8) その他

- ① 管理人・警備員・従事員の間でトラブルが起こることに備え、プール外部で相談窓口を設けること。
- ② 研修等に使用する会場の確保が困難な場合、申し出により市立総合体育館（火曜日に限る）を使用することができる。